

◎職員の退職管理の状況

地方公務員法の一部改正に伴い入間市職員の退職管理に関する規則を制定し、職員の退職管理についての適正を確保するための所要の措置を講じています。

営利企業等に再就職した元職員が、職員に対して、職務上の行為をする（しない）ように要求又は依頼することを禁止しています。また、元職員から働きかけを受けた職員は、公平委員会にその旨を届け出なければならないとしています。

再就職者による依頼等については、離職後も職員に対して在職時の職務に関連して一定の影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する住民の信頼を損ねる恐れがあることから規制することとされたものです。